

# 江戸時代の別府

久多 羅木 儀 一 郎

## 目 次

- 一、検 地
- 二、慶長の変災
- 三、石垣原の戦
- 四、領知の変遷
- 五、明礬の生産
- 六、赤米の栽培
- 七、天災の続発
- 八、庶民の窺状
- 九、伊能忠敬の測量
- 一〇、庶民教育の状況

## 一、検 地

文禄二年（一五九三）豊後の国主大友義統は朝鮮役に出陣中へマをやつた為め、五月朔日豊臣秀吉から豊後の国を没收されて、毛利輝元に預けられ、周防の山口に蟄居の身となり四百年ばかり続いた大友氏は遂に滅亡した。同年秀吉は豊後の検地を行つたが、このとき別府地方の所属した速見郡の検

地を掌つたのは、宮部善祥坊継潤法印（因幡鳥取城主二万石時に六十六歳）であつた。「大分県史料」速見郡諸家文書二（一七四頁）に所載の左記村高は、その文書的首尾両端を欠失し、年代・本質とも不明であるが、その村名の記し方より見て、或はこのときの検地高ではあるまいか。

三千三百四拾三石八斗五升	竈 門
千貳百五拾四石貳斗八升	鶴 見
千貳百九拾石貳斗一升	石 垣 南 村
九百三拾五石七斗八升	同 北 村
千貳百拾六石九斗八升	別 符
千百九石三斗九升	浜脇・小野小平
九百八拾壹石五斗一升	立 石

秀吉は検地後、翌文禄三年から慶長の初めにかけて、豊後を数個の小藩に分割し、一部を私領とし、その餘は公料（豊臣氏の直轄地）とした。このとき別府地方の領知はどうであつたか明かでないが、恐らく公料であつたのではないかと思ふ。

## 二、慶長の変災

慶長の初め別府地方には大変災が二回あつた。初回は慶長元年（一五九六）閏七月十二日に大地震が起り、高崎山から巨石がゴロゴロと落下し、やがて大津浪が襲い來つて、沿海陸地の一部は流没し、その震災は北は奈多（杵築市の内）より、東は佐賀関に至る一帯に亘つた。次回は同三年七月廿九日大雨甚しく、鶴見岳の東北麓にある淵は大増水となり、やがて山腹が崩落してその淵の過半を埋め、溢出する水は急流大河をなし、その為め朝見郷久光村は流没し、死者四十余人に及んだ（豊府閩書）。一説にはこれも大地震としてある。

この両度の変災について、正保ごろの所記と想う「豊後国古城蹟並海陸路程」には、筑紫右近佐領の条において、「浜脇村之内、鍋山古き要害有。先年之大地震に嶺残分、南北に式拾間、東西五間、但表口は南、裏口は北也。」とある。また元禄七年貝原益軒所記の「豊国紀行」の中にも「此百二十年ほどまへの事なりしに、別府の辺大地震して、いにしへありし別府村悉く海となる。古への別府村は今の町の数町東に有。其所今は海となりて其あともなし。昔の別府の村の西にありし温泉、今の別府の東の海浜にあり。潮干ぬれば、がたの内に所々温泉流れいづ。潮湯なり。病をよく治すとて入浴する者多し。今の別府は其後新にたてる町也。又昔の別府の北に近き所、久光と云村、家数千軒有しと云。是又地震によ

りて、別府と一時に海となる。今はなし。」とある。さらに今一つ亀川の「高橋家系図」（脇克明氏所蔵）には重邦（永禄三年生、寛永十年正月二日死、年七十四。）の譜記中に左の如くある。

龜甲、龜川、里屋津、三邑之為庄官農長。慶長元丙申七月大地震之後、龜甲村水湛、住居難成故、同八癸卯年、人家不殘龜川村移、龜甲村水田成、重邦龜川草創也。

## 三、石垣原の戦

**開戦經過** 慶長三年八月豊臣秀吉が薨じ、同五年（二六〇

〇）豊臣・徳川と天下分け目の形勢となつたとき、豊臣方の石田三成は西国諸大名に檄し、当時毛利輝元に預けられて周防の山口にいた大友義統をも大阪に招き、豊臣秀頼の命と称して豊後の旧封を与え、急ぎ帰国し旧臣を集めて軍を起し、徳川家康に属した豊前中津の城主黒田如水（孝高）を討たせることとし、馬百疋、甲冑百領、長槍百本、銃三百挺、銀子三千枚を給した。ここにおいて義統は直ちに大阪より船で豊後に向つた。黒田如水はこの情報を得るや、家臣宇治勘七、および中津にいた義統の旧臣大神大守を周防の上ノ関に差遣し、義統の至るを待ちて、意を離し徳川に属せんことを勧告させた。九月七日の暁、義統は上ノ関において如水の使者と会見したが、その勧告を肯せず、返書して好意を謝し、使者

は八日中津に帰着した。義統は八日周防の大島において（上ノ関より逆航したことになるが）、豊臣方たる国東郡安岐城主の城代熊谷外記と戦略を議し、臼杵城主太田一吉に牒報した。時に義統の旧臣吉弘加兵衛統幸は筑後の柳川から来見し義統の豊後拳兵を再三諫止した。しかし義統の聞くところとならず、甚だ残念に思つたが、さればといつて眼前の旧主を見捨てるに忍びず、遂に義統に従ふことになつた。九日義統は安岐（一に守江とす）を經由して浜脇に着し、立石（南立石）に陣し、田原紹忍・宗像掃部は岡より来た。附近の庄屋百姓等穀物兵糧を送り、豊後各地より旧臣来り属した。（田北孫太郎書状、黒田家譜）浜脇着を一に十日とするもある。

## 戦

戦 況 貝原益軒の「豊国紀行」に曰く、「大友義統は

（中略）九月十日別府の南の隣村、浜脇の浦に着船して立石に宿陣す。黒田如水は豊後の敵をうたがひに、九月九日中津川の城を出。まず国崎郡富来の城垣見和泉守城なり安岐城熊谷内蔵允の城なりを巡見し、大友既に此国に下り、細川忠興の家臣松井、有吉等が籠りし木付の城に兵を遣し、攻むる由聞給ひて、家臣井上、久野、野村等を後攻の為に遣わさる。大友の兵は如水の出給ふを聞て、木付の城をば巻ほぐして立石の本陣へ退く。是によつて如水より遣わされし木付の後攻の兵は戦ふべき敵なくして、松井、有吉と共に先陣として、大友と戦はんため実相寺山の西、加来カキ殿山ノに打上りてしばらく陣を取り、立石

の方にうち向ふ。（中略）大友方の兵も立石を出て、鶴見原（また石垣原とも云）にて出合戦す。黒田方の一陣は母里与三兵衛、時枝平太夫なりしが、大友の侍大将吉弘加兵衛が勢に押立られ、実相寺山と加来殿山との間、犬の馬場まで引退く。黒田方の二陣久野次左衛門は若武者なれば、一陣の敗軍を本意なくおもひ、鶴見原の半を過、立石に近き所まですゝみて、宗像掃部と戦ひ討死す。曾我部五右衛門も、久野が討れしを見て同じく戦死す。二陣井上九郎右衛門、野村市右衛門は、加来殿山の上、北の方低き所に陣を取て有しが、井上一人南の高き所より、鶴見原の軍のやうを見て、時分よしと思ひ士卒をよびて、野村と同じく山を下りて敵陣にむかひ戦ふ。鶴見原の半より南立石の方によりて、忠内がほりとして自然のから堀、横三間、長百間ばかりなるあり。是立石村と鶴見村との境なり。此処の兩岸高さ一間半ばかり有。其兩岸に井上、吉弘立向ひて、互に詞をかはしてのち戦ひ、吉弘終に討たれぬ。久野次左衛門が討死の所より四町ばかり北の方にて、敵陣へもやうやく速し。されど石垣原の半よりは立石村の方に近し。吉弘討れしかば敵皆敗北す。如水は其晩（十三日）実相寺山に來りて陣を取給ふ。翌十四日大友方に降参をすゝめ玉ふ。大友同心し、十五日の早天に如水の家臣母里太兵衛が陣に降らる。如水これを中津へつかはし、其後如水上洛の時つれゆき給ひしが、家康公の鈞命にて義統を常陸国へ

流し給ふ。」(下略)

### 吉弘の墓

石垣原に戦死した吉弘統幸は一に名を統運とも書かれている。吉弘系図には賀兵衛尉とある。九月十三日戦死するや、石垣村宝泉寺の僧これを聞いて、村民と共に屍をその場所(いま別府市大字南石垣字御塔—今の石垣原公園)に葬り、天然石の墓碑を建てた。これを「吉弘公のたけ比べ石」ともいわれた。統幸の享年は諸書に多く三十八とあるが、吉弘家の菩提所である豊後高田市大字松行の金宗院にある統幸の墓(宝篋印塔)には三十七歳と刻してある。(大分県史蹟名勝天然記念物調査報告書才十二号)

なお石垣原の戦における両軍の死傷は、大友方戦死五百三十一、負傷百十七、黒田方戦死二千六百余、負傷三百八十余といわれている。

(備考) 永富文書には、義統は豊後下向のとき里屋に着船し、柴田小六を軍師として木付城へ押寄せたが、柴田は大筒に討たれ、遂に敗軍して鶴見原に引いたとあり、また石垣原での戦死数を、味方は吉弘ほか侍七十三騎、雑兵百五十三人、敵方三百八十人と記してある。(続大友史料三の三六頁)

### 四、領知の変遷

現別府市に属する旧村の領知は、いろいろと変遷があるが元禄十四年(一七〇一)六月現在の状況は、「豊後国郷帳」に左の如く記されている。

五百九拾石九斗九升七合	御料	内竈門村
百六拾石七斗八升九合	同	古市村
百三拾貳石九斗貳升	同	亀川村
四百五石四斗八升九合	同	野田村
三百五拾四石六斗八升貳合	同	南鉄輪村
貳百三拾九石壹斗貳升貳合	同	北鉄輪村
三百貳拾八石貳斗貳合	同	平田村
八百三拾壹石貳斗壹升四合	同	北石垣村
貳百八拾五石貳斗壹升八合	同	中石垣村
六百五拾五石貳斗七升三合	同	南石垣村
九百四拾四石七斗六合	同	別府村
六百六拾九石四斗五合	同	浜脇村
三百四石四斗貳升壹合	同	浅見村
四百四拾壹石六斗五升八合	同	田野口村
八百貳拾八石三斗六升九合	久留島帶刀知行	鶴見村
五百九拾壹石七斗六升三合	同鶴見村之枝郷	北中村
千石	萩原三位知行	立石村
貳百貳拾九石貳斗九升六合	御料	東畑村
百三拾六石七升六合	同	椿村
三拾四石七斗五升	同	捏山村
貳百貳拾三石五斗七升貳合	同	山野口村
五百貳拾六石三升貳合	松平対馬守知行	内成村

すなわち当時は大部分は公料(幕府直轄地)であつた。この公料を支配したのは、幕府から高松(大分市内)に派駐していた高松代官である。故に当地方は高松代官のいた高松役所の治下にあつた訳である。しかしながら当地方も、時として私領になつたり、また他の諸侯に預けられて、その委任統治となつたこともある。その領知の変遷を、明治十八年十二月脱稿した「速見郡村誌」にある亀川村の沿革には、次の如くに記されている。

慶長五年庚子、徳川氏、森高政守、後毛利ニ改ム、伊勢日田郡隈ノ城主ヲシテ知セシム。同年更ニ豊前国小倉城主細川忠興越中守之ニ代リシテ杵築城ヨリ支配セシム。元和二年丙辰石川総輔主殿、日田郡永山城主、代テ之ヲ領ス。後、寛永十年癸酉、小笠原忠知

老岐守 信州松本ヨリ杵築へ徙封、之ヲ領ス。同十一年甲戌ヨリ松平忠昭左近將監支配ス。正保三年丙戌、徳川氏ニ帰シ、夫ヨリ日田郡永山布政所ニ属ス。(中略) 寛文五年乙巳ニ至リ肥後国熊本城主細川綱利越中守 亦預リテ之ヲ管ス。番代嶺島半之丞 永山城ニ居ル 同六年丙午(公料トナル)。天和二年壬戌播磨国姫路城主松平直矩大和守 日田永山城ニ徙リ之ヲ領ス。貞享三年丙辰、同氏出羽国山形ニ転封(公料トナル)。寛保三年癸亥、豊前国小倉城主小笠原某左近將監 預テ之ヲ管ス。寛延元年戊辰(公料トナル)。寛政五年癸丑以後、高松ニ役所ヲ設ケ、代官ヲ置テ布政

セシム。同十一年己未肥前国島原城主松平某主殿頭 預リ管ス。国東郡高田役所ヨリ支配ス 後、慶応三年丁卯、熊本藩之ニ代リ

明治元年戊辰八月、日田県ノ所轄トナリシモ、同四年辛未十一月同県廢セラレ、大分県之ヲ管轄ス。

亀川村(亀川村、平田村)ほか内籠村(内籠村・古市村)野田村・鉄輪村(南鉄輪村・北鉄輪村)、北石垣村・南石垣村(南石垣村・中石垣村)、別府村(別府村・朝見村)、浜脇村(浜脇村・田野口村)、南立石村・東山村(東畑村・椿村・捏山村・山野口村) 諸村の沿革は、亀川村同然とあつて、記載を省略してある。これによつて現別府市における領知の変遷を大略窺い得るが、しかし少しく古記録について質して見ると、必ずしも前引の如く単純でなく、複雑錯綜するところがあつたようである。いま江戸前半期におけるその実際状況を左に述べる。

### 細川忠興の領知

丹後宮津城主細川忠興が、豊後国速見郡杵築六万石の地を加賜されたのは、慶長五年(一六〇〇)二月であつた。そして同十一月二日、丹後国をあらためて、豊前一国および豊後のうち国東郡を添えられ、同国速見郡のうちの旧領を合せて三十九万九千石を領し、豊前の中津城に住した。翌六年四月十七日、家臣松井康之に速見郡の御料所一万七千石余の地を預けらると、「寛政重修諸家譜」巻才一〇五にある。これに

対して毛利高政の領知説を検討するに、高政は慶長六年四月五日、日田郡隈城より佐伯城二万石に転封となり、同年九月二十三日、日田・玖珠二郡の内、高二万七千五十三石余を預り、元和二年八月、この預り所の内、二万九百七十五石余を石川主殿頭に賜つたので、これを引渡した（寛政重修諸家譜卷一二〇、温故知新録）とある。しかし、速見郡方面のことについては、別に記されていないから、「速見郡村誌」の記事はなお研究を要すると思うのである。

### 萩原三位の領知

元禄の郷帳に立石村（今の南立石）は萩原三位知行とあるが、これについて「豊国紀行」には、「立石村の高、昔は千石、今は川成出来て六百石あり。此村は官家萩原殿領地也。昔細川忠興此辺を領せられし時、其甥萩原殿に此所にて千石与へられしが公方の御朱印を賜はる。其時豊国社の祠官也。細川殿肥後を賜り、此地の領は指上られしかど、萩原殿領は御朱印なれば、其儘にて今（元禄七年）に領せらる。近年より代官代住す。」とある。ここに細川忠興の甥萩原殿とあるは、「細川氏系譜」に忠興の妹イヤは、吉田左兵衛督卜部兼治に嫁したとあるから、兼治の子で萩原家の始祖たる兼従のことである。兼治は元和二年六月五（イ六）日五十二才で卒、兼従は従五位下で止り、万治三年十一月十日七十三才で卒、次の員従（実は従三位富小路頼直の末男で初め信成という）

は正三位であつたから、萩原三位殿というは、この員従である。員従は宝永七年四月四日六十六才で卒した（雲上明鑑、萩原系図、公卿索引）。「速見郡史」によると立石村は員従の歿後公料になつたとある。なお同書四七二頁に所引の観海寺温泉記には、「宝永年間萩原卿継室靈雲院疾病のために来泊、平癒せしにより、卿其徳に感じ、且つ領主たりし故を以て観海寺を再建す。依て卿を中興開基とす。寺に卿の位牌ありて神從院殿金紫光禄大夫一道正員大居士、宝永七年四月四日薨去とあり。」という。

### 石川忠総の領知

元和二年（一六一六）八月から亀川地方は日田永山城六万石石川主殿頭忠総の領地になつた。「寛政重修諸家譜」卷一八に載る石川忠総の譜に、「元和二年の秋、一万石を加へられ、大垣をあらため、豊後国日田、玖珠、速見三郡のうちらうつさる。（中略）寛永十年六月七日領知を転じて下総国佐倉城を賜ひ、また一万石を加増せられ、すべて七万石を領す」とある。これにより松井康之の預りとなつていた公料は、忠総に移つたことと考えられる。忠総はその領知中、元和八年領内の内検地を行つたものと見え、亀川の脇克明氏が所蔵される同地の旧庄屋高橋家の文書中に、高橋万之丞が鉄軸輪村庄屋兼帯になつたとき（系図によると天保九年とある）、「可受取帳而之事」と題する目録の中に、「一元和八戌年石川主

殿頭様御内檢地水帳一冊。」とある。

### 松平一伯の領知

次に北石垣村と鉄輪村とは、元和九年（一六三三）五月松平一伯が豊後（初め萩原、のち津守に居る）に配流され、賄料五千石を与えられるや、その知行所十二カ村の中に入った。

（豊城世譜、豊府閩書、一伯公伝記）「豊後国古城蹟並海陸路程」一伯殿領の条中に、「津守屋敷より戌の方（西北）速見郡竈門庄之内、鉄輪村、北石垣村まで陸路五里。」とある。以後慶安三年（一六五〇）九月十日、一伯が卒するまで二十七年間、その領分であつたようである。

### 旗本筑紫氏の領知

また別府村・浜脇村・南石垣村の三カ村は、寛永四年（一六二七）八月から正保四年（一六四七）ごろまで二十有余年間は、幕府の旗本筑紫氏の領知であつた。このことは「兩豊海上行囊抄」に次の如くある。

筑紫主水領

南石垣	自平田到于此一里	片浜
別府	自南石垣到于此十五町	右同
浜脇	自別府到于此八丁	右同

ところが前記と別に「豊後国古城蹟並海陸路程」には、別府村は筑紫右近佐領と記されてある。かように筑紫氏の領知であつたことは、「寛政重修諸家譜」巻七三八にある筑紫家

譜に、左の如くハツキリと見えているのである。

広門（初茂成、主水正）の譜記中に、「寛永四年八月二十五日、めされて寄合に列し、豊後国速見郡のうちにして采地三千石をたまひ、正保三年七月十一日死す。年七十三。」

信門（右近）の譜記中に、「兄広門が嗣となる。寛永九年御書院番に列し、正保三年十一月二十八日遺跡を継ぐ。のちこふて采地を鷹米にあらためらる。延宝六年五月七日死す。年七十五。」

### 小笠原忠知の預り

忠知が杵築城主四万石に封ぜられたのは、寛永九年十月十一日で、爾後居ること十三年にして、正保二年七月十四日、三河国吉田城主四万五千石に転封した（寛政重修諸家譜卷一九〇）。この間忠知は、寛永十年六月七日石川忠総の転封後、公料となつた亀川地方を預つたものと思われる。

### 松平忠昭の領知

翌年の寛永十一年閏七月六日に、平田村・野田村・内竈村・古市村・亀川村の五カ村は、丹波国龜山城主松平左近將監忠昭が豊後国速見郡・大分郡・直入郡・玖珠郡において領知二万石余に転封となつたとき、その知行所となつた。忠昭は豊後に入封するや初め亀川に住した（寛政重修諸家譜）。亀川での所伝によると、信行寺を陣屋としたといひ、或は信行寺

の附近に館したともいわれている。蓋し松平氏は浄土宗門であるから、とりあえず浄土宗たる信行寺に入り、本陣としたのかも知れない。しかし居ること一年半ばかりして、翌年十二月廿七日忠昭は領内大分郡中津留村（大分市の内）に移居した。その後万治元年（一六五八）二月廿七日、忠昭が府内城主に転封となるまで二十四年間、上記の五カ村は忠昭の領知であつた。この間、正保三年（一六四六）十月十三日附の各村の村高は次り如くである。（臺府指南）

式百七拾四石九斗八升三合	竈門庄	平田村
三百九拾四石四斗壹升六合	同	野田村
五百八拾九石三斗壹升	同	内竈門村
百五拾九石壹斗壹升三合	同	古市村
百貳拾七石八斗八合	同	龜川村

想うにこの五カ村は、松平忠昭の領知する以前は、一括して石川忠総の領知であつたのではなからうか。

### 松平直矩の領知

播磨国姫路城主松平大和守直矩は、天和二年（一六八二）二月十日、日田郡永山城七万石に転封され、現市内の大部分はその領知に入つた。直矩は結城秀康の四男直基の子であるから松平一伯の甥に当る。永山城主たること四年にして、貞享三年（一六八六）七月十三日、出羽国山形城主十万石に転封し（徳川実紀）、以後日田藩は全く消滅して、当地方の大部分は

また公料に還元した。

### 森領と府内領

以上の如く領知に変遷があつた中であつて、終始変らなかつたのは鶴見村である。同村は慶長六年（一六〇一）二月、久留島長親（初め康親）が玖珠郡森に封ぜられて以来その領知となり、以後明治四年廢藩に至るまで二百七十年間、一貫して森領であつた。なお内成村は寛永十一年（一六三四）七月晦日、日根野吉明が府内城に封ぜられてよりその領知となり、万治元年二月廿七日松平忠昭が府内城主となるに及び、その領知に移り、以て廢藩に及んだ。

### 公料に固定後

ところで現別府市の大部分が、大体公料に固まつて以後において、時折他の諸侯にお預け（委任統治）になることがあつた。「速見郡史」（七三四頁）に、「延宝三年（一六七五）肥後国主細川越中守綱利、速見郡の幕領を預り、郡内より庄屋職三名を選び熊本城に召す。真那井村久左衛門・鉄輪四郎左衛門・亀川与三兵衛選ばれ、綱利に謁し饗応に預り帰る。（渡辺系図）」とあり、亀川の与三兵衛とあるは、高橋系図に諱を重次と出ている。しかしこの細川氏預りのことは、これより十年前の寛文五年（一六六五）八月から、翌年までのことである。（大分市史上巻五六〇頁）この後においては寛保二年（一七四二）十二月三日から、延享四年（一七四七）十一

月十七日に至る丸五年間、別府地方の公料は小倉城主小笠原忠基の預りとなつた(大分市史上巻五五九頁)。さらに寛政十一年(一七九九)七月十七日からは、肥前国島原藩主松平氏の預りとなり、慶応三年(一八六七)二月三日これが熊本藩主細川氏の預りに移替えられ、翌明治元年(一八六八)閏四月二十五日、日田県の設置に至るまで続いた。(大分市史上巻五六一頁)この預り中においては、委任統治を拝命した諸侯から、家臣を高松役所に派遣して代官の事務を司らせたのである。これを要するに江戸全期を通じて、別府市の大部分は一種の浮遊知行所の如くであつた。

## 五、明礬の生産

元禄七年(二六九四)四月、別府に來遊した貝原益軒の「豊国紀行」に、「立石の下に明礬を取る所あり。(中略)近年日本に明礬を多く煮る事、此所よりはじまる。廿四・五年以前に、はじめて製す。鶴見村にも四所あり。」とある。これによるとその生産は寛文八・九年に始ることになる。正徳三年(一七二二)に成る「和漢三才図会」にも、明礬は豊後速見郡に最も多く出るとし、「倭明礬、古者未レ精。近世習製法於華人。今出三豊後一者、洞徹玲瓏、同三于南京透明礬。」故今和漢共用。凡染家茶色者、無レ之則不レ成。」と、大いに推称している。

また郷土物に成る「照湯山温泉縁起」の中には、「鶴見山

は硫黄明礬の氣、程よくして、明礬は唐和の中にも豊後を最上とし、外々の明礬にも是を加へて製せざれば、其上品に至らず。既に享保十四年酉年(一七二九)江戸に於て和葉御調べ有けるに、鶴見明礬山元方脇儀右衛門と云者出府し、御掛り丹羽正伯侯の邸中に於て、鶴見明礬製法を入御覽しに、官医方立会、藥種商売の者数人御召出、唐明礬と御見合有しに鶴見明礬の方、格別性合宜き由にて、以来は持渡り明礬を減じ、年々五万斤宛に御定め、和明礬の方、成丈多分に稼方可致旨被命由、是を以て鶴見明礬の最上たる事、世上に知る処となる。」と出ている。この頃からのことか(以下日本經濟史才五卷による)江戸と大阪に唐和明礬会所というがあつて、唐和明礬を専売した。これは豊後野田村明礬山の請負人が、幕府に運上金を納れてその特権を得たものであるが、設立の起原は明かでない。しかし寛延二年(一七四八)出板の難波丸綱目に、唐和明礬売所、安堂寺町一丁目大和屋利兵衛、順慶町三丁目平野屋茂吉とあるから、少くとも延享以前にあることは知られる。この会所は宝暦八年(一七五八)に至り京都と堺にも立てられた。

宝暦八年寅十二月御触書

豊後国野田村明礬山請負人、運上銀相納メ稼ギ來り、是レ迄江戸、大阪明礬売買会所之レアル所、捌ケ方宜シカラサルニツキ、京、堺兩所ニモ会所營ケ所ツ、相立、四

ケ所共、町触有之様願出候ニ付、会所ニテ是迄通り可令  
売買旨、町中相触レラルベク候。

しかるにその後、いつの頃にか（或は天保改革の際ともい  
う。）この明礬会所は一旦停廃された。それがまた安政二年  
（一八五五）に至つて、次の如く再興されているのである。

#### 安政三辰年八月御触書

唐和明礬会所再興之儀、近江屋五郎兵衛大坂住居ニ付、  
代理西河岸町正三郎、芝西応寺町半七、本石町一丁目要  
右衛門相願、吟味ノ上左ノ通申付候。

一五郎兵衛ハ豊後国野田山明礬、其外西国筋出明礬引受  
ケ、大坂エ会所相建テ、半七、要右衛門ハ信州、東国  
筋ヘ会所相建テ、唐和明礬ノ儀、右三人ニテ割合買受  
、去ル卯（安政二年）ヨリ来ル巳（同四年）迄三ヶ年ノ  
間、銘々会所ニ於テ売買セシメ、向後人数増減勝手次  
オタルベキ旨申渡候間、前々相触候趣相心得、山出シ  
ノ分夫々会所ヘ売渡可申候。  
右之通可被相触候。

#### 六、赤米の栽培

江戸中期のころ現市内においては、一般に米作は赤米を作  
つていた。すなわち日田の「千原覚書」の中に左の如くある

〔享保十九寅年〕  
一速見郡赤米作り候村々

古市村	内竈門村	野田村	北鉄輪村
別府村	南鉄輪村	亀川村	平田村
北石垣村	朝見村	中石垣村	南石垣村
浜脇村	田野口村		

右十四ヶ村赤米作り来、検見之節は其年の作高を以て石  
高相極め、以来は拾ヶ年平均にて右高相極候由。

また同書の別項に曰く、

#### ○豊後村々銀納直段訳

大豆は不残皆銀納。赤米右同断。

#### ○石代直段増銀之次才

赤米ハ、豊後は山中米直段平均の内四匁下り候処、近年  
御吟味にて壹匁五分より上式匁五分下ゲに成。

どういふわけから赤米を作ることになつたものか未だ調べ  
出さないが、元来赤米は瘦土の地に適した品種というから、  
或は温泉地帯の土質関係から来たものではなからうか。亀川  
地方ではこの赤米をダイトウマイと称した。稻の穂も赤く粒  
も赤く、春いても溝に当る部分には、なお赤色を遺した。飯  
に炊いたとき粘りが少なく、味も劣つたといわれる。しかし  
現市内における田が、全部赤米田であつた訳ではなく、真米  
田もあつたことは次の文献によつて知られるのである。

〔高橋文書〕脇克明氏所蔵

(表紙) 嘉永三年戊十月、当秋御破免御検見坪刈出合御

請印形帳速見郡平田村

(本文)

真米田

百壹番、久保田

一中田貳畝歩

鉄之助

附出粗貳合。御改粗三合。稻森万石。株数七拾五。

九拾六番、峯田

一下田壹畝歩

九右衛門

附出粗三合。御改粗三合五勺。稻森万石。株数八拾

貳。

赤米田

貳百貳拾三番、永通

一下田八畝拾五歩

平右衛門

附出粗四合。御改粗四合。稻大唐。株数八拾三。

七拾八番、竹の上

一下田壹反拾貳歩

万之亟

附出粗三合。御改粗三合。稻大唐。株数七拾四。

右者当戌風損不作二付、御破免御検見入奉願上候処、願

之通被仰付、此度御検見被成下候二付、拙者共田毎御案

内仕、尤御検見方二付、少も御非分の義無御座候。然ル

上は右坪刈出合を以、御取箇可被仰付旨被仰渡奉長候。

依之御請印形差上申候。以上。

戊十月

速見郡平田村庄屋 万之 亟

組頭 弥右衛門

組頭 久左衛門

同 孫左衛門

同 又右衛門

同 六左衛門

百姓代 六郎右衛門

同 幸右衛門

ところで赤米は年貢として上納することは認められず、上納の場合は換金を以てした。このことは農業政策または農業経済の上より見て、如何に解釈すべきものであるか、この方面のことは全く無知であるが、研究すべき問題ではあるまいか。(別府市誌一 二四頁参照)

### 七、天災の続発

江戸末期の天保・嘉永・安政にかけては、天災が頻きりに相つづいた。すなわち天保七年には凶作、同九年には大洪水、嘉永五年にもまた大洪水、安政元年には大地震、翌二年には大洪水があつた。これは勿論別府だけのことではないが、当地方における被害も、また甚だ悲惨なものであつた。今その状況を別府の「荒金家諸用留」、石垣の「家宝珍事記」および亀川の「高橋文書」から、左に引載する。

〔荒金家諸用留〕 荒金市郎兵衛手記 甲斐大蔵氏所蔵

○天保七(一八三六) 当申年極々諸方秋作不熟二付、殊

の外きゝん、段々うへ死有之。米ハ銀貳百三拾匁迄いたし申候。麦直段百七拾匁位いたし申候。其外準之。

○天保八年（一八三七）酉ノ秋毛、見事ニ御座候。シタノども下地米穀払底ニ付、引下ゲ不申、各直段銀百匁位。

○天保九戌（一八三八）七月廿日夜大雨。同廿一日洪水前代未聞、所々山少々宛崩レ、東方川所別而也。洪水ニ而ハ無之。此辺より黒川筋、古市、里や辺、明ばん、鉄輪、所々大破之由。

○嘉永三戌（一八五〇）八月七日大變。雨少々降、北東風午時々分吹出し、雲行も無之安心致候処、八ツ過頃より殊の外大風雨、前代未聞。当村ニ而も浜辺倒家五十軒斗、其外納屋吹倒レ、又ハ半軒の家々数多。此中ニ北はま米やかし家出火、其上ノ田ニ吹付、多コガレ皆無。山々倒木数百本。当年相悦居申候処、早稻、中稻ハよく候へども、遅もの白穂、或ハかね付穂多分出來。

○島原様より郡中ニ銀廿匁御かし渡し、難有御事也。十一月中頃ハ葛根ハ勿論、イチイの果など喰もの多し。誠ニ飢饉、飢渴の事也。

〔家宝珍事記〕石垣村首藤惣左エ門手記  
別府市誌

（八月七日の条）

右大風に付き田畑不殘吹荒し皆無同様、米穀高直に相成

白米壹升ニ付代錢五札四匁餘に相成候。別府浜脇米店、皆々高直に仕候に付徒党致し、別府村米店拾六軒打崩し、浜脇にて八軒、高松表より出役に相成、九人召取。

〔荒金家諸用留〕

○嘉永五子とし（一八五三）八月廿二日、朝より大雨車軸ヲ流し大降続、北東風吹出シ、午時過より強く相成、八ツ頃よりアナザに吹替り、夫より大西風、大洪水にて両土手、人勢力ニ不及、ふせぎ兼居申候内山潮、土手数々切、大水当町ニせり込、町内の小溝々不流して、漸暮ニ荒々風。

堺天神の上ミより大水せり込、堺長得太郎□家の内へ石砂入、既ニ流失可致所也。夫下田地の中大崩れ。右石入深谷出来、沖迄突流レ、沖迄田地数々大崩れ。高松より御見分御役人御越、御年貢引方、鍬下色々アリ。

新田土手切レ、田地数々大損シ。塩地藏落失、此所前後大切、田地石砂入、向傍切レ崩れ、是より上雲泉寺前川、丸毛山下迄所々数々大崩れ、乙原棚田崩れ、山々所々なだれ落、大水出ル。頭成町流家有之、死人数々。当所倒家凡廿軒、松山数百本也。

○嘉永七寅（一八五四）大地震。十一月四日より折々地震、五日大地震、村中朝見、浜脇の上ニ遊ル、先五日夜

小家かけして大方裏住居、当家中町皆々小家ズミ、夫よりアサミ神主の下畑ニ小家かけ、本家の内新宅三軒、御庄や曾右衛門様、西法寺様一同住也。府内や、米や、其隣小やかけ、日野や甚八其上ニかける。

本家人数百廿六人、七日ニかへり昼めしなどいたし候内又々大地震なり。右ニ付又々アサミ或ハはまワきさして村中大崩れ逸ル。尤北町より野口辺ハ軽し。はまワき、アサミハ極々軽し。夫より日々折々少々ツムゆるる。はま脇ハ崇福寺の上ノ畑ニ小や町出来たり。当家人証両ニ階落、はしら折レ、其外本宅、蔵など皆々ゆがミ、壁落瓦落。惣右衛門方坐敷ノ上崩れ、大黒はしら折ル。義八郎方段々損シ、雨土、戸袋、町ニ飛、塀ハ不残かやり、前のかし家、居蔵至迄、其外居蔵数々倒れ、土蔵など数々。当所怪我人なし。

扱邊連中、先手前一統アサミに十五日滞り、夫より裏ニ大小やをかけ、屋敷の北ニ壱軒、都合弐軒ニ住居ス。中町萩やも、裏不内や、米や同断なり。扱々哀也ける有さまなり。

〔高橋文書〕

奉差上御届書之事

一半倒家拾三軒 内土蔵本家拾三軒弐軒式軒

是は建替同様普請不仕候ては住居難相成候。

一損家拾四軒 内土蔵本家拾三軒三軒

是は当時押々住居仕候得共、手入普請不仕候てハ住居難相成候。右の外、損家御座候へども、住居差支候様の義無御座候。

(外、七項略)

右は去ル四日四ツ時分より相起、折々地震有之候処、五日七ツ半頃大地震にて家別不残逸出、屋敷内或は最寄の畑地等へ野宿仕候。尤鶴見嶽の方に当り山鳴地響仕、山崩山汐等の風説有之、家別不残畑地山野等へ立退罷在候処、折々地震山鳴有之、又候七日四ツ時大地震にて、婦断の次才ニ御座候。其後も地震山鳴等相止不申、一統前怖仕、野宿罷在候。尤家頭並壮年の者共の内、折々罷恐火の元為用心見廻り申候。其後山鳴地震も相減候ニ付、十二日より銘々自宅へ立帰、農務仕候様相成申候。昨日迄少々ツツの地震不相止候得共、先穩ニ相成居申候。此段以書付御届申上候。以上。

寅十一月十九日

速見郡平田村組頭

又右衛門

六左衛門

庄屋

万之丞

高松

御役所

〔荒金家諸用留〕

○安政二トナル乙卯（一八五五）七月廿九日。昨廿八日雷少シ有、終日大雨降、風ハ格別なし。田畑ニハ障りなし。廿九日、同夜大洪水、山潮出水。アサミ丸尾山下より段々と崩れ、川筋田地大破。乙原川上ミより一面二崩レ、田畑不残大石入、白河原ニナル。其末々川筋田地大切、塩地藏上ノ方より切レ、同所下迄川なしニ相成、内土手切、田ノ口の方ニも川が切レ、田地大破。塩地藏上ミより大流込、南町本家萩やより南の分、川筋ハ申ニ不及、夫より家々ニ砂土をし込、町もうらて家の内も、しばらく通行止ル。南ハ大川ニ相成、家ヲ堀出スモ一日也夫より南松原辺、田地大砂入、大水ハ浜辺ノ家の屋敷ニせかれ、水はきかね、楠湯大潰レ、アノ辺大損シ、江の内ニせり込、南ハ永石川の尻も大破ニて、川中広く相成南川スジ御普請所土手又々切ル。

北河原ノ上御普請所、去年迄ニ築立、数ヶ所普請致候廻不残水押崩れ、堺木ノ南辺迄、大石砂をし込、牛飼場無之相成。其末堺天神社鳥井よほど埋ル。しかし社内障りなし。有がたき御事也。其辺の土手不残崩れ流失、末田地又々流れ失、或ハ大崩れ。御見分有之、鐵下御免有之○石垣原ノ上ツルミ原、山ノ口より北河原へ来ル水が切込、言語同断也。大損シ。生目宮ノ裏ニハ家などの大石

流れ来り、夫より石垣往還筋、其下糸長迄、大石けしからず流入、段々谷が出来、其末南石垣田地六部分も崩れ、御見分有之、段々鐵下ニナル。誠ニ恐ろしき有さまなり。いづれも山しは同時ニ出し故也。

## 八、庶民の窮状

嘉永三年の暴風雨凶作のとき、別府地方の公料を預つていた島原藩主松平主殿頭は、窮民救助として速見郡内の公料に銀二十貫目を貸出したことは、前項の中に見えているが、そのとき別府地方の富裕者も、難儀な人たちへ米金その他を施与した。それらの篤志者に対しては、同五年四月二十八日、松平主殿頭の大広間において、代官列席の上、褒美を与えられたが、その中で別府地方の受賞者は左の如くである。（諸用留）

銀壹枚 別府村市郎兵衛

貳百疋宛 別府村 義八郎 同 太郎兵衛 同 清左

衛門 同 久左衛門 同若松屋 ち世 亀川 万之丞

同 浅右衛門 古市 重兵衛

しかしながら庶民の生活困難は、すでにズツと以前から見受けられるところである。「大分県史料」速見郡諸家文書（一）一三五頁に、明和五年子（一七六八）、二月別府村の助之丞という者が、年貢の上納に差支の為め、田地五斗壹升高（下

々田五畝二十歩)を、浜脇の忠左衛門に売渡した証文が出て  
いるが、それはその例を示すものである。「高橋文書」にあ  
る左の田地質入証文の如きも、年貢の為めとは明記されてな  
いが、百姓の窮迫を語るもので、年代は前者よりもさらに四  
年遡るものである。

〔高橋文書〕脇克明氏所藏

質入田地証文之事

平田村分一ツ橋

此分受返し文化十四年和次郎高二入

一下田六畝貳拾歩

此高三斗六升

但入畝也

此質四拾文錢三百六拾目也

亀川村分

一下田壹畝歩

此高八斗請返し

此質四拾文錢百六拾目也

同村分三畝之内

一下田貳畝拾五歩

此高壹斗五升請返し

此質四拾文錢三百目也

同村山ノ下夕

一下田六畝歩

此高四斗八升

此分受返文化十四年和次郎高二入

此質四拾文錢四百目也

畝合壹端六畝五歩

高合壹石七升

質錢合四拾文錢壹貫貳百貳拾目也

右者当申ノ十二月より来亥十二月迄、真年三ヶ年限り質  
地ニ相渡、質四拾文錢壹貫貳百貳拾目、樋ニ請取申処実  
正也。年季之内は御年貢諸役諸出銀等迄、御方より御勤  
可被成候。年季明候節は右質四拾文錢壹貫貳百貳拾目返  
渡致、右田地請返可申候。万一其節受返申儀難成候ハば  
年季仕替証文相改可申候。右田地ニ付、水口境目出入之  
義共出来致候ハば、拙者方より埒明可申候。勿論何方よ  
りも相障り申者、毛頭無御座候。為後証質入田地証文如  
件。

明和元年申十二月

亀川村田地質入主

宗 七⑦

同所親類

仙左衛門⑧

同村組頭受人

孫右衛門⑨

平田村組頭

又右衛門⑩

野田村 吉左衛門殿

百姓が年貢上納に窮して、所有田地を質入したり売却した  
ことは、「荒金文書」にも数通あるが、その一に左の如きも  
のがある。

〔荒金文書〕甲斐大蔵氏所藏

拾ヶ年季ニ相渡申田地証文之事

南石垣村高之内字大塚元畝三畝歩之内

一下田壹畝拾五歩

此高壹斗六升五合真米

右同断字鍵田元畝五歩之内

一下田壹畝廿歩 此高壹斗八升三合赤米

此數銀四拾文錢貳貫目也 小作赤米二石

右者御正貢上納方ニ差支、達而御頼申入、田地相渡、敷銀髓ニ請取、御上納仕候処実正ニ御座候。年季之儀者、

当戊(一八〇三)三月より来ル申四月麦作迄、中年拾年

季ニ相渡申候。然上者御年貢諸出銀等、村並ニ御勤可被

成候。年季明候ハ、右元錢貳貫目相立、田地受返可申

候。此田地之儀ニ付、脇方より何之障等、決而無御座候。

為後念受人加判之証文、仍而如件。

享和貳戌三月

南石垣村田地渡主 庄右衛門 印

受 人 源右衛門 印

組 頭 与三左衛門 印

別府村 市郎兵衛様

庄右衛門はこうして田地を質に入れたが、三年後の文化二年(一八〇五)三月、またも行詰つて下田九畝六歩を同じく市郎兵衛に質入した。こういう塩梅では到底受戻しは覚束なく察せられるが、果して文化八年(一八一二)三月に至つて終に質入田地のすべてを、左の如く市郎兵衛に手放してしまつた。

〔荒金文書〕

江戸時代の別府

永代讓渡田地継添証文

享和貳戌三月質入 南石垣村高字大塚元三畝歩之内

一下田壹畝拾五歩

高壹斗六升五合真米田

右同断字鍵田元五畝歩之内

一下田壹畝廿分

高壹斗八升三合赤米田

田畝拾四塚

田數拾枚

此數銀四拾文錢貳貫目也

文化二丑三月質入 右同断字溝越

一下田九畝六分

高八斗貳升八合赤米田

田畝拾三塚

此數銀四拾文錢壹貫五百目也

鋪銀 四拾文錢三貫五百目也

同 七百拾三匁四分 当未春増銀

合四貫貳百拾三匁四分

前断之田地、去ル戌三月丑三月兩度ニ質物え差入置候処其後段々難澁相嵩、流地ニも相成候得共、何分請返候義出来不仕、此節達而御無心申入、書面之増銀髓ニ受取、右田地永代ニ相渡候処実正ニ御座候。然上者庄屋元名寄帳面、御方御名前ニ可致候。尤右田地ニ付、子々孫々ニ至迄、一言之申分、毛頭無御座勿論、脇より懸り合等、決而無之候。為後年右質地証文式通ニ、此度請人加判、

五七

永代讓渡繼添証文致置候処如件。

文化八年未三月

右田地譲り主	庄右衛門	印
南石垣村	源右衛門	印
請人親類	源兵衛	印
右同断	源兵衛	印
組頭	与三左衛門	印

別府村 廿快屋市郎兵衛殿

また亀川方面においては、難洪者救助のため、文化五年(二八〇八)村役一同から高松役所に願ひ出て、銀八百目を拝借する例があつた。その文中に「先年凶作を受候追繰にて」とあるは、享和元年の凶作、文化元年八月廿九日の大暴風雨を指すものかと思われる。

〔高橋文書〕

拝借銀証文

一銀八百目

右は村々先年凶作を受候追繰にて、此節及難洪候ニ付、別紙御願書を以、拝借奉願候処、御憐愍を以、書面の通助合救銀の内を以、御貸渡被下置、難有奉請取候。返上納の儀ハ、来巳より子迄八ヶ年利付年賦ニ被仰付、難有奉存候。然上は御定の通六朱の利銀相加へ、年々無滞御日限通急度返上納可仕候。依之庄屋与頭百姓代連印、拝借証文奉差上候。以上。

文化五辰年九月

速見郡平田村庄屋	与三兵衛
与頭	伝兵衛
同	久左衛門
同	六左衛門
百姓代	太郎右衛門
同	光右衛門
高松 御役所	作之丞

ついで天保七年の秋から八年春にかけての飢饉、それに引続いての疫病流行、さらに翌九年七月には大暴風雨があつた等で、天保九年十二月亀川村でも、前記と同様の拝借銀をし

〔高橋文書〕

拝借銀証文之事

一銀壹貫目也

右は当秋違作にて極々難洪仕候ニ付、拝借奉願候処、以御憐愍書面之銀辻御貸渡被下置、来亥より卯迄五ヶ年賦返納被仰付、難有奉請取候。然ル上は一ヶ年銀貳百目宛年々十二月廿日限り急度返上納可仕候。依之庄屋組頭百姓代連印、拝借証文奉差上候。以上。

天保九戌年十二月

速見郡亀川村百姓代	又兵衛
同	和次郎
組頭	源助

同 孫右衛門 同 大 助  
 同 徳兵衛 同 甚左衛門  
 同 五郎右衛門 庄屋 万之丞

高松 御役所  
 しかしこういうこと位では救助が行届かず、天保十年の正月に至つては路頭に迷う者さえ出る有様であつたので、遂に亀川地方すなわち小浦・小坂・古市・内竈門・野田・南鉄輪・北鉄輪・亀川・平田・北石垣・中石垣の十一村は、村役の者が連合して救済歎願書を高松役所に呈出した。これを通読すると、当時庶民が如何に窮迫していたかがよく窺われるので、左にその全文を掲げる。

〔高橋文書〕

乍恐奉差上御歎書之事

私共組合村々の儀、去ル申(天保七年) 秋一統の凶作にて、翌酉(天保八年) の春ニ至候ては極々困窮相迫候ニ付、其節島原表より不一形御手厚御救米金御渡被下置、奉蒙御仁恵、飢渴および候義無御座、漸取渡、猶又去々酉年表作は相劣候得共、同秋作は可也ニ出来仕、一統御年貢米銀も無滞上納仕、安心の姿ニ御座候処、去戌年(天保九年) の儀、夏分暑中の頃より雨繁にて暑氣薄、心遣仕候内、七月廿一日非常の大風雨洪水にて、山崩、石砂入、水押等夥敷出来仕候処、村方にて押々修理出来

候分は見除難及、自力分は無拠御願申上、御見分の上、夫々御引方等被成下、猶又村々共、其後追々稻作出来方相劣、出穂無甲斐御座候得共、申年(天保七年) 程の様子ニは相見不申、收納仕候得ば案外取実少く、当惑仕候得共、種々取斗、御年貢米は無滞上納仕、畑方も田方ニ準不作を請、一統米穀高価、石代御直段右ニ準高直にて御年貢銀上納方必至と差支、例年七島作重ニ氣当ニ仕候も、多分皆無勝ニて引当違ニ罷成、村々にて身元相応取渡候ものも、近年打統凶作ニ逢候ニ付ては、御年貢米銀相償候程の儀にて、作徳余分無御座、少々宛の心付融通等も出来兼、其上去々酉年(天保八年) 以来、村々共一帆疫邪流行仕候ニ付ては、村役人重立候者共よりも、精々心添仕候得共、家内不残相煩候もの勝にて、薬用介抱等も行届不申、病死仕候ものも多分有之、当時まで相煩候ものも御座候て、誠難渋仕候段は、難盡申上次才ニ御座候得共、前以格別の御憐愍を以、艱難相凌、問もなく又候難渋の次才、達御聽候段千万恐入奉存、御年貢銀の義も、糶種、農具、家財等質入仕、種々ニ心配仕、御上納方相勤、漸越年は仕候処、当春ニ相成候ては、極々困窮相迫、何分取渡の手段無御座、前断奉申上候通、村々にて身元相応ニ相暮候もの迄も、連年の追操にて米錢融通必至と差支、小前の内、少々宛所持罷在候田畑質地等

の取斗も一向相塞り、其上葛根、いびら等も前年堀盡候末の儀にて、夫食の助無御座、尤粒立候ものも前断の通難難ニは御座候得共、小前極難の次才朝夕見聞仕候ては何分其儘難捨置候ニ付、喰用の内、少々宛配分仕、救助合仕候得ども、最早此上村役人共取斗の手段ニ盡果、無拗御歎奉申上候。右極難のものども、是先不得止事袖乞等罷出、路頭ニ立候外仕方無御座、其余引続困窮ものの儀も追々夫食ニ盡果候ては、麦作手入出来不仕、尚又追々苗代蒔付候時節ニ相成、其上稻作の儀は、村々共麦作取入の前後より、秣蒔敷等、存分伐取、田方養ニ仕候外は、肥し無御座候処、近年は違作打続、耕作手入相怠候末、地味相劣居、此上等閑ニ相成候ては、地味弥相劣、諸作とも出来方甚無寛束罷成、自然手余、荒地等相増、極々困窮可相成、歎敷奉存候。乍恐此段被為聞召訳、格別の御慈悲を以、当時極難のもの別紙小前帳奉差上候間何卒急々御手当拝借被仰付、猶又引続困窮のもの共儀は追々御手当拝借被仰付被下置、百姓共相続仕候様被成下候ハ、莫大の御慈悲難有仕合奉存候。依之村々庄屋、組頭、百姓代連印、御歎書奉差上候。以上。

亥(天保十年)正月

速見郡小浦村百姓代 組頭 順  
 茂八郎  
 吉 脇谷弾之丞  
 庄屋

小坂村百姓代 組頭 藤左衛門 庄屋 定之丞  
 忠右衛門  
 古市村百姓代 組頭 後見 額之助  
 源兵衛 与左衛門 耕之丞  
 内籠門村百姓代 組頭 九右衛門 庄屋 宗之助  
 作左衛門  
 野田村百姓代 組頭 藤左衛門 庄屋 逸 平  
 与兵衛 藤左衛門  
 南鉄輪村百姓代 組頭 金次郎 庄屋 敵 蔵  
 伸右衛門  
 北鉄輪村百姓代 組頭 重 吉  
 久左衛門  
 龜川村百姓代 組頭 源 助  
 和次郎  
 平田村百姓代 組頭 孫左衛門 庄屋 万之丞  
 太郎右衛門  
 北石垣村百姓代 組頭 蔵 太 庄屋 久右衛門  
 儀右衛門  
 中石垣村百姓代 組頭 孫右衛門 庄屋 伴右衛門  
 覚右衛門

高松 御役所

以上の如き村役連合の歎願は、必ずしも龜川方面だけのことでなく、これから類推して、同じ公料である別府方面においても、同様に申請されたことと思われるのである。

九、伊能忠敬の測量

シメ／＼したことを牛の涎の如くダラ／＼と書き過ぎたの

で、聊か目先を変えて、時代は少し前後するが、伊能忠敬が測量に巡つて来たことを、その日記から抜萃する。

忠敬が別府地方を往来したのは、文化七年六十六歳の二月と、翌年の正月とであつた。測量部隊はいつも先手(前班)と後手(後班)に分れていた。二月九日杵築から日出に着いた忠敬一行は、同地に二泊して十一日六ツ前、日出城下出立、後手は伊能・青木(勝治郎)・梁田(栄蔵)・箱田(良助)・竿取長蔵で、頭成町より初め、小浦村・小坂村・古市村・亀川村・平田村までを測つた。頭成町測量のとき、辻間村庄屋松川完平、頭成町別当稻光吉左衛門、森藩士市村藤太夫が出た。亀川村庄屋与惣兵衛(高橋氏)方で中食した。頭成町より平田村まで一里十町五十六間三尺ある。また頭成町より鶴見村大庄屋直江雄八郎が案内に出て、由布山・鶴見山・四極山・齒苳江の故事を語つた。

先手の坂部(貞兵衛)・下河辺(政五郎)・永井(甚左衛門)・上田(文助)・竿取平助の組は、平田村より初め、北石垣村・中石垣村・別府村字北浜・中浜・南浜、および浜脇村と田野口村の入会になつている字向浜までを測つた。平田村より向浜まで一里二十九町十一間、北浜より制札(流川中町の角)まで二町三十一間二尺ある。

本陣(宿泊所)は別府村庄屋作左衛門(堀氏)宅であつたが主人病氣のため、小坂村庄屋曾右衛門(高倉氏、堀作左衛門の

子)が亭主役を勤めた。脇宿は煙草屋市郎兵衛(荒金氏)宅であつた。岡領三佐村大庄屋加藤式平、公料役人付廻鉄兵衛、府内城下町惣年寄渡辺久左衛門、同所宿所の脇亭主友屋勘左衛門、同領来鉢村大庄屋二宮藤太夫、萩原村庄屋園田伴左衛門、生石村庄屋二宮与左衛門、勢家町庄屋渡辺太左衛門、駄原村庄屋安部弥兵衛、府内町庄屋野田藤兵衛、白木村庄屋治兵衛、田浦村庄屋清左衛門等が挨拶に来た。またこの日熊本領鶴崎より大庄屋代官兼帯岡松作左衛門、および府内領代官手代人方岩田嘉左衛門、ならびに安部孫十郎が来訪した。当夜は薄曇りであつたが星座の観測をした。

十二日の朝は中晴であつた。先手・後手とも六ツ後に別府村を出立した。後手は伊能・青木・永井・上田・長蔵で、昨日先手が終えた浜脇村・田野口村の入会より初め、大分郡府内領田浦村・四極山麓を通り、字鳴川・字岡・白木村字下り松まで測つた。(下略)

忠敬一行は府内領に入り、それから今の南北海部の海岸を経て、日向・大隅・薩摩を巡り、肥後に出て、文化七年十二月廿八日また府内に入来し、ここで文化八年の正月を迎えた。かくて四日の朝、先手は七ツ後、後手は七ツ半頃に府内城下を出立した。後手は伊能・青木・箱田・沢次・長蔵で、白木村追分より初め、田浦村字上城から、浜脇村界まで、一里一町十七間を測つた。先手は下河辺・永井・上田・平助で、田

浦村と浜脇村との境の長石より初め、赤松・赤野・谷・ユキ本・入会町（浜脇町二分、田野村一分）を経て、別府村制札までを測った。この里程一里九町十八間ある。

両手共に四ツ半頃に別府村に着、昨春と同じ本陣と脇宿に止宿した。公料預所の島原藩から代官井上清左衛門、同領豊前国和木村庄屋友之丞、および頭成町年寄梶原甚四郎が挨拶に来た。この日大いに寒かったが、夜は晴天で観測をした。

五日の朝は晴曇であった。先手は七ツ半、後手は六ツ後に別府村出立。後手は伊能・青木・箱田・沢次・長蔵で、同村制札より初め、仲間・野口・南石垣村・中石垣村・北石垣村・平田村・亀川村を測った。里程一里二十町三十五間。亀川村庄屋与惣兵衛宅で中食し、九ツ半ごろ小浦村に着、庄屋弾

之丞（脇氏）宅に止宿した。先手は下河辺、永井・文助・平介で、亀川村より初め、古市村・小坂村を経て小浦村の辻間村境まで測り、辻間村庄屋松川完平宅に止宿した。亀川より小浦まで一里五町十八間、小浦より辻間の境まで三町七間一尺ある。この夜は雪が降り、一寸余積つた。

一〇、庶民教育の状況

最後に現市内における庶民教育の状況を、「日本教育史資料」から引載しておきたいと思う。その塾主あるいは師匠についても少し調べたが、未完であるためそれは後日の機会に譲りたい。

私塾、寺小屋

名称	学科	所在地	開業	廃業	教師	生徒	調査年代	身分	塾主・師匠
三亦舎	漢学	野田村 南石垣村	天保初年 文久三年	天保十一年 明治十年	男一 男三	男五〇 男六〇	天保初年 慶応元年	平民 士	後藤薫平 矢田希一
松原学舎	習字 読書算術 習字 読書習字	浜脇村	享和三年 天保十三年	文政十一年 安政元年	男一 男三	男三五 男一五	文政十年 嘉永年間	商 庄屋	浜崎此右衛門 松岡兼三郎
			安政五年	明治四年	同	女二〇 女五〇	明治三年	士	津久井善平

算術習字	別府村	天保五年	元治元年	同	男	文久年間	商	荒金儀八郎
讀書習字	同	弘化元年	安政五年	同	女	安政四年	平民	堀平格
習字	内籠村			同	男	文政十四年	神官	河野一覚
同	同			同	男	文久三年	同	矢黒豊友
同	龜川村			同	女	天保六年	庄屋	高橋重敏
讀書習字	同			同	男	慶応三年	医	高橋亮平
同	古市村			同	男	嘉永六年	医	藤野玄雄

なお鶴崎の儒者毛利空桑も、別府で暫く帷を垂れたことがある。空桑は嘉永二年十一月三日鶴崎御茶屋における学問教導職を解かれたので、浪々の身の気分転換からか、翌年家を挙げて別府に移転し、中町の佐藤与兵衛の邸内に居を構え、名づけて致双窩といつた。時に五十四歳である。別府にはかねてより懇意の阿部氏(仁寿樓)主人等もいたので、それらの

人たちの世話によるものか、ここで寺子屋式の塾を開いた。入塾する者四十九人、しかし殆んど子供ばかりであつた。空桑は教授の余暇に、前年解職された鬱憤を晴らすべく筆を執り、十月に至り完稿し、「覚々録」と題した。しかしいつまで別府に在つたかは未詳である。(毛利空桑全集)

(昭和三十一年四月)